神戸市消防長告示の制定に係る意見公募手続きについて

神戸市消防長告示の制定に係る意見募集について

1 制定目的と概要

神戸市火災予防条例において, 昨今の技術発展に伴い従来の定義では対応が難しく, 消防長が指定するよう改正されたものについて, 消防長告示を制定します。

また、総合操作盤の設置対象を定めている消防法施行規則で「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」について、行政指導項目として運用していた部分を、正式に消防長告示として制定します。

(1) 神戸市火災予防条例第36条に規定する木造建築物の指定

旅館や共同住宅、工場等が木造建築物の場合には、より早い初期消火を必要とするため、消火器の設置基準を法令より厳しく判断するための条文ですが、昨今の技術進展により木造であっても耐火・準耐火等の高い防火性能を持つものがあり、木造の中でも特に火災時の危険性の高いのもののみを規制するようにします。

(例)

	制定前	制定後
木造		規制あり
耐火・準耐火性能 を有する木造	規制あり	規制なし

(2) 神戸市火災予防条例第49条の4第1項に規定する自動火災報知設備等の指定

2階建て以上の共同住宅で自動火災報知設備の設置義務がない建物であっても自動 火災報知設備等の設置に努めることとした条文ですが、昨今の技術発展により同等の 効果が期待できる自動火災報知設備の種類が増えたことから、状況により複数の設備 の中から設置するものを選べるようにします。

(3) 神戸市火災予防条例第52条第1項第1号に規定する防火対象物の部分完成の届出を要する消防用設備等の指定

スプリンクラー配管等、建物完成後では確認する事ができない天井裏の部分について、配管部分が完成したタイミングで中間検査を実施するために定められた条文ですが、従来対象となっていたスプリンクラーと連結散水設備に加えて、その対象とすべき設備の種類が制定当時より増えたため、新たな設備に対しても対応できるようにします。

(4) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号ハに規定する火災 予防上必要があると認める防火対象物の指定

神戸市において、大規模な建物に設置されている消防設備を一括して監視操作する ための「総合操作盤」の設置対象を神戸市消防用設備等技術基準において行政指導項 目としていましたが、設置すべき防火対象物を明確にします。

2 意見公募手続き (パブリックコメント)

- (1) 実施時期(予定) 令和元年12月11日(水)~令和2年1月10日(金)
- (2) 告示概要の閲覧場所 市ホームページ、消防局予防部査察課,各消防署(出張所を除く。)

3 制定のスケジュール(予定)

- (1) 公布日 令和2年1月中
- (2) 施行日 公布の日